

ハローワークシステムの刷新 オンラインサービスの更なる充実について

～オンラインハローワーク紹介・
オンライン自主応募が始まります～

厚生労働省では、ハローワークインターネットサービス及びハローワークシステムの機能強化を図ることによって、ハローワークの支援へのアクセスのしやすさを向上させ、ハローワークの利用者層を広げ、これまで以上に利用者本位のサービス提供が可能となる環境を整備することで労働市場における雇用のセーフティネットとしての機能強化を図るため、2020年1月から段階的にハローワークシステムの刷新を進めています。

ハローワークシステムの刷新は、オンラインサービスの機能の拡充により、求職者、求人が行う事務手続きの簡便化等、利用者の利便性の向上を図ることで、よ

り多くの求職者・求人者のハローワークの利用を促進し、ハローワークの支援が必要な者に、支援が届くようにするためのきっかけを作るものでもあります。

このオンラインサービスの機能強化では、これまでにハローワークインターネットサービスが「スマートフォン」や「タブレット」にも対応して、いつでも、どこでも、快適に閲覧できるようにしたり、求人票を一新して掲載情報量を増やすとともに、原則的にハローワークインターネットサービスから全ての情報を閲覧できるようにするなどのサービスを開始したほか、ハローワークインターネット上で求職者マイページ・求人者マイページを開設できるサービスを開

開始しています。

求職者マイページでは、お気に入りの求人や求人検索条件の保存が可能となったり、求人者マイページでは、来所いただくことなくオンラインでの求人申込みやハローワークへの採否連絡を行うことなどのサービスが利用できます。

2021年9月21日から、このハローワークシステムの刷新の追加リリースとして、求職者マイページ・求人者マイページがさらに便利になり、オンラインで受けられるサービスが広がりましたので、ご紹介させていただきます。

全国のハローワークでは、オンラインサービスの機能強化を図る一方、普段からインターネットを主として利用し、ハローワークを利用していなかった求職者にも、求職活動に課題を抱え、本来支援が必要な者がみられることから、こうした層に対してハローワークのサービス、利用のメリットを周知し、ハローワークのサービスを届けていくことにより、これまで以上に求職者に対する様々な就職活動支援、求人者に対する採用に向け

たサポートを展開してまいります。

■ 新サービスのポイント

ポイント①

オンラインによる求職申込み手続きとマイページの開設が可能になります

従来は、ハローワーク窓口への来所による手続きの上、求職申込み手続きとマイページの開設をすることができましたが、今般の追加リリースにより、ハローワークインターネットサービス上での登録のみで求職者マイページの開設ができるようになります。

求職者マイページを開設することで、求人への直接応募（オンライン自主応募（後述のポイント③を参照）などの就職活動ができます。また、求職情報の確認変更や求職登録の有効／無効の設定も可能になります。

ポイント②

ハローワークからオンラインで職業紹介（オンラインハローワーク紹介）が受けられるようになります

● ハローワークから、現行の窓口等での職業紹介に加えて、求職者マイページ・求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができるようになります。

● オンラインハローワーク紹介は、求職者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けるサービスです。ハローワーク職員が、職業相談で希望する求人条件等を確認している求職者を対象に、求人との適合性を判断し、求職者・求人者と電話等で相談の上行うものです。

● オンラインハローワーク紹介では、例えば、ハローワークでの職業相談の際に検討した求人について、求職者の方がいったん自宅に持ち帰って家族などと相談した上で応募するかどうかを決めることにした求人や、ハローワークが送付した求人の中から応募したい求人を選んだ場合などに紹介状を受け取るために来所する必要なく職業紹介を受けられるようになります。また、応募書類等のやりとりをマイページで行うことができます。

ため、大変便利になります。

● また、オンラインハローワーク紹介は、求職者にとつてのメリットだけではなく、求人者にとつても、応募書類やメッセージのやりとりについて求人者マイページで完結でき、採用業務が効率化するとともに、個人情報管理がしやすくなるメリットがあります。

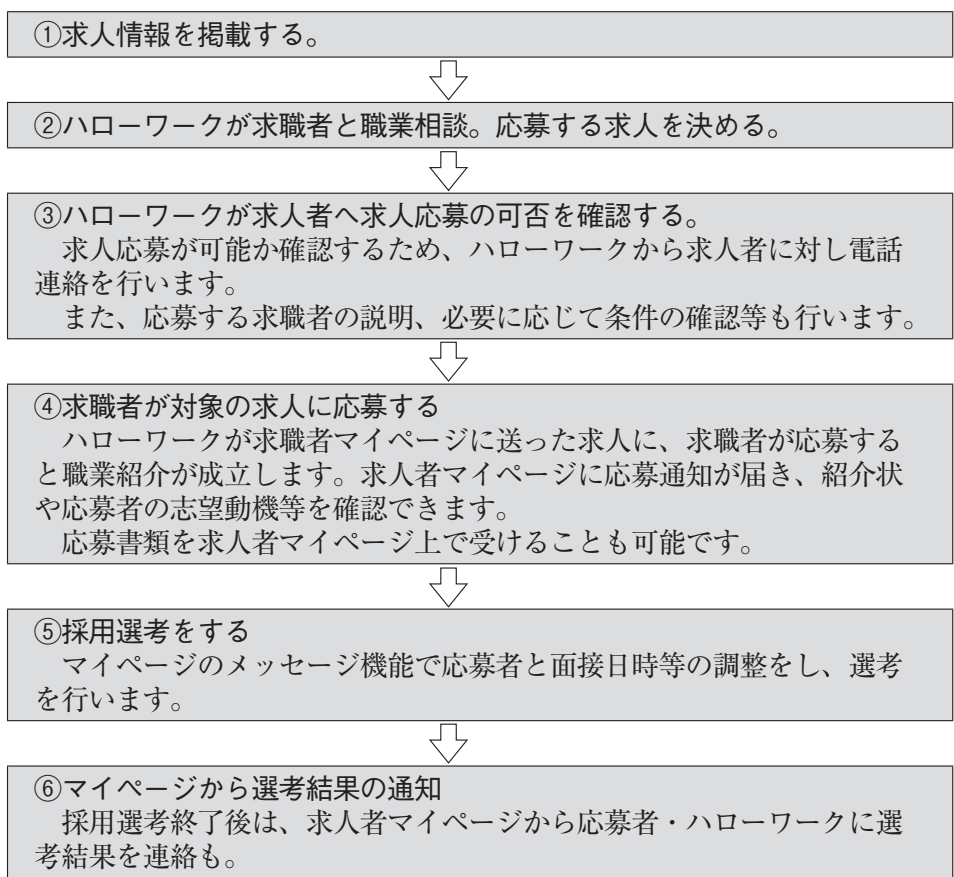
● オンラインハローワーク紹介の流れは、下図のとおりです。

ポイント③
ハローワークインターネットサービスで探した求人にオンライン上で直接応募ができるようになります(オンライン自主応募)

● 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができますようになります。

● 求人者にとつては、ハローワークに求職登録している求職者と、ハローワークインターネットサービスの利用登録をしている求職者が応募できるため、応募

【図】 オンラインハローワーク紹介の流れ



● 募者層が広がります。

● また、オンラインハローワーク紹介と同様、応募者とのやりとり(応募書類やメッセージの送付)を求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。

● オンライン自主応募は、以下のような注意点が 있습니다。

■ オンライン自主応募に関する注意点

・ オンライン自主応募は、マイページを開設する求職者がマイ

ページを通じて求人者に直接応募するものであり、ハローワークの職業紹介ではありません。このため、ハローワーク等の職業紹介を必要とする助成金(※)の対象となりません。

・オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人者の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。・オンライン自主応募に伴って生

じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本になります。ハローワークがトラブル等で対応することはできません。

※ 特定求職者雇用開発助成金、トリアル雇用助成金、地域雇用開発助成金

■ オンライン自主応募の利用について

・ 2021年9月21日から求人情報の入力欄(「求人情報・事業所の公開範囲」欄)に「オンライン

ン自主応募の受付」の可否を選択する項目が新たに追加されますので、オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人ごとに「オンライン自主応募を受け付ける」を選択します。

・ 2021年9月21日時点で有効中の求人は、初期設定が「オンライン自主応募を受け付けない(ハローワーク紹介に限る)」となっており、オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページから変更が必

要です。

詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html



厚生労働省トピックス②

(人材開発統括官)

技能検定「眼鏡作製職種」を新設しました

令和4年度から「眼鏡作製」の技能に関する新しい技能検定試験が始まります

厚生労働省は、令和3年8月13日、「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験

機関の指定に関する省令」の一部を改正して、「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」を新設し、試験業務を行う指定試験機関とし

て、「公益社団法人日本眼鏡技術者協会」を指定しました。

技能検定「眼鏡作製職種」の新設は、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による特に子どもの視力の低下等への対応が求められるなど、眼鏡作製についての顧客ニーズが多様化・高度化していることに伴い、「適切な診断・治療」と「適切な眼鏡作製」の双方の実現に向けて、眼鏡技術者が眼科専門医と連携しつつ、国民により良い眼鏡を提供し、目の健康を守るよう、眼鏡作製の技能

を高めていくことを目的としています。

なお、「眼鏡作製職種」とは、眼科専門医との連携を含め、眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる、視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に従事する職種と定義しており、眼科専門医と眼鏡技術者が協力関係に立ち、適切な検定制度の創設及び運営、並びに双方の連携を深めていくこととされています。